

令和3年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月30日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
7番	大南栄三君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 石倉美穂

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本 斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第46号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第47号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第48号 若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第49号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 50 号 若狭町地域福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 51 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 52 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 53 号 若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 54 号 若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 55 号 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 56 号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 57 号 令和 3 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 58 号 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 59 号 令和 3 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 請願第 1 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書
- 追加日程第 1 発議第 5 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について
- 日程第 17 請願第 2 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 18 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時28分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、島津秀樹君、10番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 議案第46号から日程第17 請願第2号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第2、議案第46号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」から日程第17、請願第2号「日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願」までの16議案を一括議題とします。

この16議案については、去る6月15日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（熊谷勘信君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月15日、令和3年第4回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案2件、請願2件であります。

議案審査のため、6月16日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第46号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」であります。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別

措置法の改正により、この法律の期限が「平成33年3月31日」から「令和13年3月31日」に10年間延長されたことに伴い、町の固定資産税の課税の特例を定めている条例について、改正が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものと明確化されたことに伴い、町の手数料徴収条例からカード発行手数料の規定を削除するために条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、今回、条例で削除されるのは手数料の件である。再発行には手数料が必要だが、今回、削除されたことによって、実際どうなるのか。手数料は要るのか、要らないのか。

答、今までは、各市町が基本的にはそれぞれ条例に規定して、各自それぞれの発行手数料を徴収することができた。それが今度、一本化されて、地方公共団体情報システム機構が決めるということになる。しかし、方法が変わるということで、料金自体については同じになるかと思う。カードを紛失された方については、自己負担分として、以前と同じように、同じ金額の再発行手数料が課されるのではないかと思う。こちらの施行が本年9月1日からとなっている。

問、地方公共団体情報システム機構が発行主体となるということだが、発行に関するシステムが市町でもできる機械を導入するという計画があるということが書いてあったように思う。直接、町がこの場所で発行できるようになるということを知ったことがあるが、そういうことはないのか。

答、マイナンバーカードに移行する前、住民基本台帳カードがあったが、基本、各市町がカードプリンターを持っており、ネットワークで情報のやり取りをしながら各市町がカードを印刷していた。マイナンバーカードについては、一律、全国市町が申請書での要求を地方公共団体情報システム機構へ送り、郵送でカードを送ってもらっている。これらは、今後、変更があるという連絡通知はまだない。今回の改正により、カードに搭載される公的個人認証に使う電子証明書、これは納税関係の電子申告に使うものであるが、市町役場だけでなく、全国の郵便局で、カードに電子証明を搭載するなどの手続が可能になると聞いているので、これがどれだけ全国で広がっていくのか、状況を注視していきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願2件であります。紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため、出席を求め、審査をいたしました。

まず、請願第1号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書」については、農業者の経営と地域経済を守るため、米の過剰在庫を政府が緊急に買い入れるなどの意見書を政府関係機関に提出することを願う内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、コロナ禍で米の需要が減っているとのことだが、人間は食べなければならないのだから、コロナ禍だからということはおかしいのではないか。

答、私もコロナ禍は農業には関係ないと思っていた。民宿、観光、宿泊業とっていたが、経済不況は全般的で、鯖江市では眼鏡業界が不況となり、交付金を出すようだ。農業については全国規模。宿泊、飲食産業が駄目で、宴会等がなくなっているということで、その方面からの発注がない。人間の米を食べる分は変わらないが、宴会等で廃棄するということがかなりあったということ。飲食、宿泊産業の需要ががたっと落ちた。米が余った、価格が暴落したということは間違いない。消費が減っている。高級魚は駄目。結婚式などが無い。現実には在庫が増え、価格が下がっている。

問、この請願は福井県農民連若狭支部独自の請願か。全国的な動きがないと難しい意見だと思う。他の県内の団体の動きはどうなっているのか。

答、提出者は若狭支部だが、同じ文面でほぼ県内自治体に提出されていると思う。全国的にも中央の団体がやっている。他の市町の状況は承知していない。

問、今のところ、他の団体との連携はないと認識してよいか。

答、中央段階でJA中央と懇談している。やり方は違うが、県農政連は総会を開いてこのようにやっという決めた。福井県農民連と直接会合したかどうかは聞いていない。例年、農民連は県交渉をするので、県の担当部署には要求を出すと思われる。我々の請願は、直接、若狭町議会から国に意見書を上げてもらいたい。全国的に言えば、いろんな自治体から意見書が上げられると思う。

問、もし他の市町の状況を事務局で把握しているのであれば、言ってもらえればよい。

答、他市町の取扱い状況であるが、嶺南市町に聞いている。小浜市、美浜町については、この請願は今回、提出されていない。おおい町、高浜町については提出されており、委員会に付託され、不採択であったと聞いている。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、県農政連でもやっているということなので、この町から出す必要はない。

賛成討論、確かに米の需要が減っている。外食がなくなっている。日本から農業という産業を衰退させては大変なことになることから、こういうことを求める声は上げなければならない。

賛成討論、外食、給食が減っていることは間違いない。ミニマムアクセスも義務化されているような思い。毎年76万7,000トンからの輸入をしている。このようなところもメスを入れてほしい。もう少し減らしてはどうかとの思いもあり、この請願については声を上げたほうがよい。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号「日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願」については、核兵器禁止条約への署名と批准の手続を進めることを日本政府に求める意見書を日本政府と関係機関に提出することを願う内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、中国、ロシア、北朝鮮の脅威が増していく中で、核の傘下からの離脱が難しいとの世論もある。なぜ、今このタイミングで出されるのか。また、町として意見書を出す意義をどのように考えているのか。

答、核の脅威という問題。相手が核を持つからこっちも核を持つ必要があるという核抑止力論。これは日本でも少数になっている。国際的には否定されている。これでは核は絶対になくならない。いろんな条約をつくってきたが、なくならない。全面禁止をしないと、核抑止力論に立ってはいは、核はなくなる。これが国際的な到達点。日本政府は核抑止力論に立っている。核を持っていることが安全だという考え。この請願は、日本政府に対し、そのような立場（核の全面禁止）に立ちなさいということ。

若狭町議会は、このような請願があり、非核平和宣言をしている。その宣言をしているところはいっぱいある。首長の会もある。森下前町長も入っていた。松崎小浜市長が音頭を取った。その理由は、オバマ大統領がプラハで核を廃絶するという演説を行ってノーベル平和賞を受賞した。そのような核廃絶の動きがあった。神戸市は、潜水艦に核を積んでいないことを証明しないと神戸の港に入れないという条約をつくっている。国に対するアピール、町民に対するアピールとなる。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、日本政府は核廃絶ルールに向いている。日本が署名しない理由は、核保有国が核禁止条約に参加していない、日本を取り巻く安全保障環境を見ても、北朝鮮は核保有を宣言している。中距離ミサイルも100発あると言われている。いつ、どこに、

どこから飛んでくるか分からない。今の日本の防衛力では対処できない。アメリカの安全保障に頼らざるを得ないということから署名していない。日本政府の方針に賛成ということで、今回の請願には反対である。

反対討論、この団体は若狭町とあまり関係がない。若狭町全体での請願ということは違うのではないかと思う。独自でやってもらうべき問題と認識している。

討論を終結し、採決の結果、賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会委員長、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月15日、令和3年第4回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案9件であります。

議案審査のため、6月17日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告します。

まず、議案第47号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。本案は、新型コロナウイルス感染症を定義する法律の改正に伴う条例の改正を行うため、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者の国民健康保険税の減免対象期間を令和3年度末まで延長するため、条例の改正が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」であります。本案は、新型コロナウイルス感染症を定義する法律の改正に伴い、条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、議案第47号と議案第48号の違いは何か。

答、議案第47号は、国民健康保険税の賦課に関する規程を制定している。また、議案第48号では、税以外の国民健康保険の運営に関する規程を制定しているものです。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」ですが、本案は、若狭町地域福祉センターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援事業を新たに実施することに伴い、条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、お菓子を製造販売することで、提供する相手はデイサービスの利用者か、それとも一般にも販売するのか。

答、販売先だが、販路を広げていくことを社協で検討を進めていて、きらやま茶屋などでも販売し、今後、インターネット販売等、販路を拡大していくことが計画に上がっている。

問、指定就労継続支援B型事業所とあるが、A型事業所もあるのか。

答、A型事業所やB型事業所がある。その他にも就労移行など4種類の事業がある。A型事業は、一般的な就労につながる就労で、B型は、訓練という利用になる。

問、A型のほうが一般の就労者に近いと思うが、B型がA型になる方はおられるのか。

答、なかなかB型からA型への移行は難しい状況であるが、ケースとしてはないわけではない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「若狭町介護保険条例の一部改正について」ですが、本案は、新型コロナウイルス感染症を定義する法律の改正に伴う条例の改正を行うため、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者等に係る令和3年度分の介護保険料について、減免を適用するために条例の改正が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から議案第55号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの4議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたこと



に伴い、条例の改正が必要となるものです。

まず、議案第52号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、高齢者虐待防止の推進という文面がどの条例にも追加で入っているが、虐待は何年も前からあったのに、今までそういう条文がなかったのか。

答、これまでも条例でうたわれていたが、以前より具体的に記載されたということである。

問、個室ユニットとは、そして、定員とは、個室の数ではないのか。

答、ユニットとは、それぞれの個室の部屋と共有スペースのリビング、食堂などを合わせて1ユニットと言う。空き部屋があつて、それを個室として活用することができるのならば、柔軟に利用できることとなった。

問、ハラスメントを強化するとあるが、これは職員間のことを意味するのか。

答、これは、従業員、働く方のハラスメントで、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどが行われないうように明記されたものである。

問、「認知症への対応力向上」は全部の条例改正に係ってくると思うが、具体的にはどういうことか。

答、職員の研修がなされ、介護職員のスキルアップ・質の向上を行うということである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

を定める条例の一部改正について」

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されることに伴い、条例の改正が必要となるものです。

審査過程における主な質疑では、

問、民間保育園では0歳から2歳児の受入れをしているが、公立保育園ではしていないのか。

答、公立保育園でも受入れはしているが、保育士の人数も少なく、十分とは言えない状況である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、坂本 豊君。

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月15日、令和3年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第57号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第59号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの3件であります。

議案審査のため、6月18日午前9時より、委員12名出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告します。

議案第57号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,944万2,000円を追加し、予算総額を1億9億3,373万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金1億9,220万3,000円の増額、県支出金1億4,626万2,000円の増額、寄付金3億円の増額、繰入金3億208万6,000

0円の増額、諸収入4億9,292万4,000円の増額などがあります。

歳出の主なものは、総務費では、わかさで輝く奨学金返還支援事業に120万円の増額、ふるさと納税推進事業に4億5,989万4,000円の増額、熊川地区グランドデザイン推進事業に1,714万6,000円の増額、公民連携推進事業に500万円の増額、公共交通推進事業に4億6,434万円の増額など、合わせて10億3,948万9,000円を計上。

民生費では、おでかけ応援タクシーチケット事業に294万円の増額、あかちゃんスマイル事業に310万円の増額、低所得子育て世帯特別給付金事業に1,202万3,000円の増額など、合わせて2,882万3,000円を計上。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業人件費の予算組替えと、海岸漂着物回収処理事業に35万円の増額など、合わせて185万3,000円を計上。

農林水産業費では、就農定住研修事業に90万円の増額、特産振興事業に1,458万4,000円の増額、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業に2,700万円の増額、森林環境保全整備事業に1,244万6,000円の増額など、合わせて7,861万2,000円を計上。

商工費では、観光施設管理運営事業に1,233万4,000円の増額、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業に2億3,220万円の増額、民宿リニューアル支援事業に1,333万3,000円の増額など、合わせて2億8,571万円を計上。

土木費では、道路維持修繕事業に2,840万円の増額、道路改築事業に1億3,793万1,000円の増額、河川維持管理事業に2,000万円の増額など、合わせて1億9,689万1,000円を計上。

消防費では、消防費事業に660万円を計上。

教育費では、文化財保護事業に560万8,000円の増額、熊川保存整備事業に727万4,000円の増額、三方体育館移動式バスケットゴール設置事業に820万円の増額など、合わせて4,146万4,000円を計上。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、保健医療課関連では、

問、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で職員手当1,000万円、全額補助だと思いが、コロナの状況でそれだけ必要でなくなった場合、返還するのか、全額申請すれば、おりてくる助成金なのか。

答、超過勤務、休日の出労で国の交付税の対象で計上している。9月、10月で超過

勤務が生じた部分を実績として申請した金額が交付金としておりてくる。

教育委員会関連では、

問、耐震診断等委託187万円、西田公民館と言われたが、西田公民館については、自然休養村事業で建てたと思うが、既に40年はたっている。電気設備も老朽化していて雨漏りもあり、公民館として十分活用できるのか、新しい公民館を今後考えていくべきではないか。

答、西田公民館については、地元に入り、検討委員会を立ち上げ、検討している状態である。公民館機能以外にも防災拠点施設としていることから、検討していきたい。

問、学校管理費220万円、熊川小学校の体育館の水漏れ対応とのことだが、どういうものか。

答、水漏れの原因を調査し、改善計画案を出してもらうものである。

福祉課関連では、

問、おでかけ応援タクシーチケット事業の周知について、人工透析をされている方は特定疾病の受療証を全員持っているのか。周知はどうするのか。

答、医療保険者から発行されるものなので、受療証は全員持っている。若狭町で把握できるのは、国民健康保険と後期高齢者の医療保険に加入している方である。社会保険や共済組合は、周知は難しい。医療機関にお知らせしながら周知をしていく。

環境安全課関連では、

問、除雪機のバケットを替えて砂浜清掃のごみ回収を美浜町がやっていた。先だけを取り換えるので、費用は60万円前後でできるので、若狭町でも考えていただきたい。

答、物を見せていただき、運用の方法等を聞き、検討したい。

問、防犯カメラ設置補助も新規事業だが、肖像権などの問題もあり、トラブルになると困る。法的な問題は怎么样了のか。

答、今回の事業は県の3分の1の補助がある。プライバシーのことになるかと思うが、公道を撮影するというので、集落の同意をいただきたいと考えている。

政策推進課関連では、

問、わかさで輝く奨学金返還支援事業だが、対象者は、若狭町に定住する意思がある若狭町出身者というのは、Uターンに相当するのか。町外から転入している者、大学を卒業したという者は町内就職者に該当するのか。定義はこれでよいのか。

答、基本的に若狭町に定住していただき、若狭町又は若狭町以外の近隣の市町に就職された方を対象としている。

問、定義、要綱はできているのか。

答、若狭町の要綱はできていないが、高浜町の要綱を参考にして要綱を作成させていただく。

観光未来創造課関連では、

問、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業2億3,220万円、高額な予算事業だが、維持管理はどこがするのか。

答、熊川宿に観光会社が設立され、そちらのほうにお願いする計画を立てている。費用的なものは今後、検討していく。

問、観光各種負担軽減及び補助事業で、兵庫県の多可町と鳥取県の若桜町と同じようなことをやっているのか。

答、3町で協議会をつくり、兵庫県の多可町から福井県の若狭町に行くため、鳥取県の若桜町から福井県の若狭町に行くための同じような事業を実施している。

農林水産課関連では、

問、世久見の藻場の進捗状況を教えてほしい。

答、大規模の藻場造形である。モニタリング調査の結果も地元には県と町で説明している。一気に藻場ができるものではなく、少しずつそういった状況になっている。

建設水道課関連では、

問、秋夜谷川の改修計画だが、これぐらいの柵では、1回2回の雨で簡単に埋まってしまう。周辺は大変なことになるので、しゅんせつみたいなのを考えてもらいたい。

答、今回設置する柵2か所に対応していきたい。建設水道課職員がまめに見て維持管理をしていく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第58号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」では、介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託料で175万円を増額補正するものです。

議案審査の結果、質疑・討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」では、観音川水管橋修繕工事で770万円を増額補正するものであります。

議案審査の結果、質疑・討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

以上で、委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第46号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第46号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第47号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第48号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号「若狭町地域福祉センター条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号「若狭町介護保険条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに



賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する討論

を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)で」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

2番、川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

公明党の川島です。原案について、反対の立場で討論を行います。

農林水産省によりますと、この備蓄米については、平成5年、作況指数74と米の大不作により、アメリカやタイなどから259万トンの緊急輸入がなされ、そのことから、主食である米の需給及び価格の安定を図るため、平成7年（1995年）に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が施行され、備蓄制度が発足したものであります。年間100万トンもの備蓄米がある中で、もっと買うべきだとの意見はありますが、これは根本的な政策転換になり、米の安定供給、価格維持には受け入れられないものであると考えます。

また、輸入調整についても決められた国際ルールに基づいて、日本として必要な措置は講じています。飼料の大半は輸入しており、飼料用米が余っているというのは事実誤認です。国としては、需給バランスのため、主食用米から飼料用米への転換に力を入れているということです。このことから、本請願趣旨には慎重な対応が必要であると考えます。

加えて、私が反対する理由はあと3つあります。

第1、コロナ禍により需給悪化となったのは米だけではなく。野菜、果物、乳製品、魚介類等、農業、漁業、酪農業もしかりです。農林水産省からは「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」も出されています。まずはそちらの支援策を検討するべきで、米が余ったからといって、国に買い上げろというのは早急過ぎるのではないのでしょうか。

第2、福井県農政連の北島会長が、今後、政策提言をすとおっしゃっているので、そちらにお任せをすればいいのではないかと思います。

第3、県内の各議会で足並みがそろっていません。出すところ、出さないところがある以上、慎重を期したほうが賢明かと考えます。

以上の理由を申し上げ、原案についての「反対討論」といたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいま反対の討論がございました。私の周知していない、よく存じていない部分もありまして、全面的な反論というふうなことはちょっとできないんですが、お聞きしておりまして、いろいろ国際的な、あるいは国内の決まりというふうな点がありましたけれども、本当に今の農業の現実、農業者の現実、そういう立場に立っての発言であるのかどうかというふうに感じたわけでございます。

米をつくっても飯が食えないと言われるとおり、圧倒的多数の米農家は米で経営が成り立っていません。退職金や年金をつぎ込んで、水田を守っているのが現実です。米が過剰になっている大きな原因は、ミニマムアクセス米の存在です。

政府は、国内消費には必要のない外国産米をミニマムアクセス米として、毎年77万トン輸入しています。

国内での、米の生産過剰を緩和するために、かつて政府は、減反政策を実施し、減反の見返りに補償を行っていました。しかし、今では減反政策も廃止されています。

そこにコロナがやってきました。多くの業界が不況に見舞われましたが、米農家も例外ではありません。

米の消費が落ち込み、流通在庫が発生、価格の暴落が起きました。昨年は60キログラム当たり1,000円程度下がりました。今年はさらに在庫が増え、価格が下落すると予想されております。

離農が加速しかねません。この事態を回避するため、政府が緊急に米を買い上げ、米の需給を調整することを本請願は求めています。

また、もともと輸入する必要のないミニマムアクセス米です。

このような非常事態ですから、取りあえず輸入を削減することも求めています。

コロナ禍のもとで、貧富の格差が急速に拡大しております。都市部では、慈善事業で食糧配布が実施されると、学生をはじめ多くの人々が食糧などを求めて並んでおります。

本請願が提案しているように、買い上げた米を生活困窮者への食糧支援に活用することは、生産者と生活者、双方の問題解決につながる優れた政策であると思います。

私は、本請願、採択すべきものと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、請願第1号は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前11時33分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

お諮りします。ただいま6番、藤田正美君から、発議第5号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」が提出されました。

発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第5号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」を議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

6番、藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

それでは、趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「減少」から、2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、昨年産米の市場価格は大暴落し、2年度緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、今年産米のさらなる米価下落が危惧されています。

このままでは、JAなどの米概算金等も備蓄米落札価格を反映した低水準になりかねず、多くの米農家が米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナによる需要減少分は、国が責任をもって、「過剰在庫」分を市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押しつけることは許されません。

政府の責任による緊急買入れなどの特別な隔離対策が絶対に必要です。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米が毎年77万トンも輸入され、うち40万トンないし60万トンが飼料用に販売され、国内産の飼料米需要を奪っております。

不要なミニマムアクセス米の輸入数量調整など、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

以上、コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るため、お手元の案のとおり、意見書を衆議院議長及び参議院議長に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明いたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第5号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号「日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願」に対する討論を行います。

討論通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

私、請願の紹介議員でございまして、委員会でいろいろ委員の質疑にお答えをいたしました。重複する点もあろうかと思いますが、該当の委員でない方もいらっしゃいますので、少し持論を申し上げたいというふうに思います。

「核兵器廃絶」に反対する人間はどこにもいません。それなのに、いまだに核兵器、原水爆はなくなっていない。

被爆国・日本を発祥とする、原水爆禁止の運動は、国際社会で67年間、紆余曲折の歴史を重ね、ついに、今年1月、「核兵器禁止条約」が発効するに至りました。

「相手国の核兵器が脅威だから、自分の国も核兵器を持つ。そのことで戦争が回避できる。つまり核兵器は戦争の抑止力になる」、こういう理屈を「核抑止力論」と言っております。これでは、核兵器はなくなりません。核保有国が増えるばかりであります。挙げ句のはてには、「核保有国が増えれば増えるほど世界は平和になる」、このような理屈になってしまいます。

「核抑止力論」をきっぱり否定したのが「核兵器禁止条約」です。「ヨーイ、ドン」で全ての核兵器をやめましょう、そういう考え方ですね。国際社会がたどり着いた人類の理性の到達点です。

「人類は核兵器と共存できない」「核兵器はSDGsに反する」、本気でそう思うなら、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるべきであります。

私は、本請願、採択すべきものと考えます。



8月9日、広島の世界大会を目指して、原水爆禁止国民平和大行進が明日、若狭町を通過いたします。本件の請願団体であります。コロナ禍のため、広島までたどり着くのは横断幕だけになりますが、本請願の採択・不採択にかかわらず、行進団を温かく見守っていただきますようお願いしまして、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

2番、川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

この請願に反対の立場で討論を行います。

日本政府は、世界で唯一の戦争被爆国としての日本が「核兵器廃絶」を目指すという姿勢を堅持しつつ、「核兵器禁止条約」には署名・批准はしないという立場を取っております。

理由は2つあります。

まず、核保有国が参加しないと表明しているからです。核保有国が核兵器を減らさなければ、本当の意味での「核兵器廃絶」には至りません。実現性に疑問があるとしています。

次に、日本を取り巻く厳しい安全保障環境が挙げられます。例えば、北朝鮮は核保有を宣言しており、中距離ミサイルは数百発あるとされています。いつ、どこから飛んでくるかも分かりません。そうした現実には日本の防衛力だけでは対処できず、アメリカに頼らざるを得ません。長期的には核抑止に代わる解決策を模索すべきですが、現状では、日本はアメリカの核抑止力を否定できないのです。こうした背景もあり、日本は核兵器禁止条約に署名・批准はできないという立場なのです。

私もこの日本政府の立場を支持します。

以上の理由を申し上げ、本案件には、「反対討論」で臨みます。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第2号「日本政府に「核兵器禁止条約」への署名と批准を求める意見書の提出に関する請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（今井富雄君）

起立少数です。したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

～日程第18 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第18「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思えます。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、6月15日の開会以来、本日まで16日間にわたり、提案されました条例の一部改正、令和3年度若狭町一般会計及び特別会計補正予算などの議案について、終始熱心に審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

なお、日本列島周辺では、まだ北と南の勢力が拮抗しているというか、沖縄県地方の梅雨明けはかなり遅れているようでございますが、嶺南地域の週間天気予報では、ここにきて傘マークが多く見受けられるようになってきました。本格的な降雨シーズンに向

けて、住民の安心・安全確保の観点から、行政各機能、また議会としましても、最善の注意を払う必要があると感じております。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げ、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

町長より、閉会の御挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月15日の開会以来、本日まで16日間にわたり、令和2年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、条例の一部改正、令和3年度一般会計補正予算など、重要案件につきまして御審議いただきました。

その間、議員の皆様方には、本会議並びに各常任委員会において、熱心に御審議いただき、それぞれ御決議を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、県内における新型コロナウイルス感染症の状況ですが、福井市内の飲食店関連での感染が拡大し、20日以降、20人前後の感染者が発生しております。

これを受け、24日に「福井県緊急事態宣言」が発令され、今後の感染拡大に危機感を募らせているところです。

一方では、新型コロナウイルス感染症の終息に向けて、町内でもワクチン接種が開始されております。

ワクチン接種に関わる医師や看護師、保健師をはじめとしたスタッフの皆様、地域の皆様、職員の皆様の御協力をいただき、順調にワクチン接種が進んでおりますことに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

7月末からは16歳から64歳未満の方の接種も開始する予定となっており、9月末までには接種を完了する見込みであります。

今後は、コロナの感染状況やワクチン接種の進捗状況を見据えながら、地域経済対策等も打ち出していきたいと考えており、来月には、第2弾となる「飲食店応援事業」として、プレミアム付食事券の販売を実施する予定であります。

今は梅雨の時期でございますが、この梅雨が明けますと、いよいよ本格的な夏の行楽シーズンを迎えることとなります。

コロナ禍ではありますが、東京オリンピックも開催される年に、若狭町の多くの名勝地や観光地の魅力を全国に発信するとともに、万全の感染対策のもと、おもてなしの気持ちをもって、お客様をお迎えしていきたいと考えております。

また、町民の皆様方が安心して穏やかに生活をしていただけるよう、引き続き、職員一丸となって職務に努めてまいります。

最後に、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時54分 閉会)